

2026年5月1日

〔第2.1版で点検〕

「私立大学ガバナンス・コード」 遵守状況報告書

概 要

1. 法人名等

法 人 名	学校法人駒澤大学
法 人 代 表 者	小島 泰道
担 当 部 署	総務部
お 問 合 せ 先	03-3418-9010

2. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
1. 自律性の確保	「遵守」	1-1	「遵守」
		1-2	「遵守」
2. 公共性の確保	「遵守」	2-1	「遵守」
		2-2	「遵守」
3. 信頼性・ 透明性の確保	「遵守」	3-1	「遵守」
		3-2	「遵守」
		3-3	「遵守」
4. 継続性の確保	「遵守」	4-1	「遵守」
		4-2	「遵守」

3. 遵守状況の確認フロー図

①担当部署（総務部）：遵守状況の点検、報告書の作成

↓提案

②執行理事会議：報告書の確認

↓提案

③理事会：報告書に基づく遵守状況の審議・了承

↓報告・公表

④担当部署（総務部）：私大連に報告書提出、大学及び学校法人ホームページに報告書公表

「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

1. 各「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「1. 自律性の確保」

会員法人は、私立大学としての多様な教育研究活動を実現するため、それぞれの寄附行為、建学の精神等の基本理念に沿って、自主性、独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営する必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している（以降の基本原則及び遵守原則も同様）。 学校法人駒澤大学は、多様な教育研究活動を実現するため、「学校法人駒澤大学寄附行為」第3条に定める目的「仏教の教義並びに曹洞宗立宗の精神に則り、学校教育を行う」に基づき、自主性、独立性を確保するとともに、自律的に学校法人を運営している。

遵守原則 1 - 1

会員法人は、学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在する幅広いステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、学校法人の運営に関する理解を得られるようにする。

遵守状況	「遵守」
遵守原則の遵守状況に係る説明	コードの記載通りの方策によって遵守している 「学校法人駒澤大学第3期中期事業計画（2022－2026）」（以下、「中期事業計画」という。）は、ステークホルダーが理解しやすいように、中期事業計画と併せて法人ホームページに全体概要を公表している。なお、教職員に対しては、財政説明会を通じて中期事業計画の概要説明を行い、理解の更なる浸透を図る。

本計画は「長期ビジョン駒澤2030」を具体化するものであり、「駒澤大学ブランドコンセプト」の内容を踏まえつつ、教育、学生支援、学生募集、研究推進、社会貢献、組織・運営体制、教育研究等環境及び法人諸学校の8つの改革の柱に沿って、それぞれ行動目標、行動計画及びKPI（評価指標）を定め、2022年度から2026年度までの5年間で達成することを目指している。なお、その内容は各部署が毎年度策定する事業計画書に反映させ、PDCAサイクルにより、その具体化に向けて取り組む体制を法人政策検討委員会にて構築する。

ホームページで3つのポリシー（アドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針）・カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）・ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針））の他、各種方針、長期ビジョン等を公開し、ステークホルダーに対して理解が得られるように努めている。

遵守原則 1 - 2

会員法人は、自主性・独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営するために、多様なステークホルダーからの意見を聴取し、反映できる体制を確立し、円滑な業務執行を行うようにする。

遵守状況	<p>「遵守」</p> <p>コードの記載通りの方策によって遵守している</p>
遵守原則の遵守状況に係る説明	<p>本法人では令和7年4月1日の私立学校法改正に伴い、多様なステークホルダーからの意見を聴取し、反映できる新たな体制を確立した。多様な視点を更に取り入れるため、既存の学外評議員11名に加え、学外者3名（世田谷区副区長、東急電鉄株式会社代表取締役社長、弁護士）が新たに評議員に就任した。また、評議員会で出された意見を法人運営に円滑に反映するため、評議員会に理事が出席して意見を聴取する体制としている。さらに、評議員会後に即時理事会を開催することで、評議員会意見を十分に踏まえた迅速な議論及び議決を行う仕組みを整え、意思決定の遅滞を防ぎながら円滑な業務執行に努めている。</p>

基本原則「2. 公共性の確保」

会員法人は、わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える必要がある。

遵守状況	「遵守」
------	------

基本原則の遵守状況に係る説明	学校法人駒澤大学は、日本の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献する取り組みについて、「駒大生社会連携プロジェクト」を実施し、各プロジェクトの進捗状況を大学ホームページ上で公表している。
----------------	---

遵守原則 2 - 1

会員法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。

遵守状況	<p>「遵守」</p> <p>一部もしくはすべての重点事項について、別の方策で遵守原則を遵守できている</p>
遵守原則の遵守状況に係る説明	<p>定期的実施している「カリキュラム」及び「駒澤大学学士課程教育の方針（3つのポリシー）」の検証及び変更、毎年度実施している自己点検・評価を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成することに努めている。</p>

遵守原則 2 - 2

会員法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。

遵守状況	<p>「遵守」</p> <p>コードの記載通りの方策によって遵守している</p>
遵守原則の遵守状況に係る説明	<p>情報化や技術革新が進む社会の要請に対応するため、大学における全学的な取り組みとして「データサイエンス・AI教育プログラム」を展開している。本プログラムをはじめとする特色ある教育研究活動を通じて、データやAIを活用して現実の諸課題に対する解決方法を見出し、広く社会の発展に貢献できる人材の育成に努めている。</p>

基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

会員法人は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	学校法人駒澤大学は、大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者等、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努めている。

遵守原則 3 - 1

会員法人は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献する。

遵守状況	「遵守」
遵守原則の遵守状況に係る説明	<p>コードの記載通りの方策によって遵守している</p> <p>法令を遵守して業務を遂行するよう「学校法人駒澤大学憲章」及び「学校法人駒澤大学行動規範」を定め、ホームページに公表し、教職員に周知している。また、新たに「学校法人駒澤大学コンプライアンス規程」を制定し、法令遵守の体制を整備した。法令遵守の実質化を図るため、「学校法人駒澤大学監事監査規程」に基づく監事監査を毎年度実施し、監査計画や報告書等を適切に作成している。また、監事、公認会計士・税理士、内部監査室が連携した監査体制を構築している。なお、監事は寄附行為等に基づき選任され、理事会や評議員会において意見を陳述できる仕組みを構築するとともに、定期的な監事会の開催により監事間で連携を図っている。</p> <p>また、多くのステークホルダーとの良好な関係を構築するのにあたっては、前提となる法令遵守を徹底した上で、自治体や企業との産官学連携の推進、公開講座の開講等を積極的に展開している。これらの取り組みを通じて、本法人における教育研究活動の成果を広く社会へ還元し、持続可能な社会の発展と課題解決に貢献している。</p>

遵守原則 3 - 2

会員法人は、社会からの信頼を損なうことがないように、理事、監事、評議員、学長（総長を含む）の選任手続きの透明性の確保及び解任手続きを明確化し、必要に応じて改善を行い、当該手続きの公正性について多くのステークホルダーからの理解が得られるようにし、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図る。また、社会からの信頼を損なうことがないように、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	役員等の選任及び解任手続きについては、「学校法人駒澤大学寄附行為」に規定し、公表している。また、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図るため、「学校法人駒澤大学理事会規程」第16条に基づき、理事長、副理事長及び執行理事の職務状況を、少なくとも毎年度6月、9月、12月及び3月に理事会へ報告している。 法人内における利益相反に関わる不正行為等を検知するため、会計監査の一環として、全ての役員、評議員及び教職員を対象とした調査（前年度状況）を毎年度実施している。また、役員に対してはこれに加え、私立学校法に基づく競業及び利益相反取引の制限の観点から、毎年度別途調査（次年度状況）を行っている。研究活動に関わる不正行為等の防止については、学術研究推進部が中心となり、定期的にコンプライアンス研修等を実施している。

遵守原則 3 - 3

会員法人は、自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会に存在する幅広いステークホルダーから理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	教育研究活動に係る情報や経営に関する多岐にわたる情報を、主にホームページを通じて公表している。なお、情報公開にあたり、「情報格付け及び取扱制限に関する規程」等の関連規程を定め、情報資産の維持に努めている。 広く社会に存在する幅広いステークホルダーからの理解をより一層深め、積極的な情報公開を推進するため、令和7年4月に「広報戦略室」を新設した。同室が主体となり、大学ホームページ等の広報媒体において、公表する情報の包括性、体系性、継続性、一貫性及び更新性に留意した戦略的な情報発信に努めている。

基本原則「4. 継続性の確保」

会員法人は、それぞれの建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続及び発展に努める必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	学校法人駒澤大学は、「学校法人駒澤大学寄附行為」第3条に定める目的「仏教の教義並びに曹洞宗立宗の精神に則り、学校教育を行う」に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続並びに発展に努めている。

遵守原則 4 - 1

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、法人内外のステークホルダーからの意見を取り入れながら、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営を行うようにする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	理事、評議員及び監事は、学校法人の規模を踏まえ、学内者・学外者からバランス良く人数を確保し、相互牽制が働くよう整備している。なお、理事会・評議員会開催前には資料の事前送付を行い、十分な確認時間と、事前の意見・質問を受け付ける体制を整備している。 理事会議決事項や各事務組織による定期的な報告内容は、学内グループウェアを活用し、広く教職員と情報共有している。

遵守原則 4 - 2

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化を行うようにする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化を図っている。具体的には財務計画策定部会において、法人における中長期の建設計画を含む財務計画を策定し、その内容について検証及び議論している。また、募金事務室及び学術研究推進部（社会連携センター）が中心となり、外部資金の獲得や社会連携を推進している。